

一般社団法人 どうぶつ疾病研究支援協会

協会員 内規

1. **資格**

協会活動の趣旨をよく理解し、その活動に賛同していること。

2. **協会員（期間）**

1年単位。活動を始めた月から1年間として、継続も可能。

3. **協会員（単位）**

1病院（機関・事業所）あるいは個人単位、どちらも可

4. **セミナーなどの開催**

不定期で症例検討会、セミナー、勉強会などを、Zoomを用いて開催する（開催日時によっては、東京オフィスで、ハイブリッド形式で開催）。参加は自由（協会員のみ、必要に応じて研究者、研究材料提供者の参加を認める）。病院・機関・事業所単位での参加も可。

5. **守秘義務**

症例検討会などの内容については、症例や病院が特定できるような情報の発信はできない。基本的には協会内での情報交換のみ。

6. **研究活動**

積極的に推進する。

7. **研究費用**

研究推進のために、オプション検査（電顕検査、免疫染色など）や、英文校正、投稿費用などが必要となった場合は、共同研究者と協議の上、負担者を決める。基本的には、主たる研究担当者（学会発表者、筆頭著者など）が負担する。

8. **研究成果の公表（学術活動など）**

研究に携わった協会員、研究者の同意を得て行う。

9. **一般検査費用（病理解剖、病理組織検査）**

協会員は基本料金で協会に検査を依頼することができる。

10. **会費**

1年間10万円として、入金確認の翌月から協会員として協会活動に参加できる。途中退会で返金はしない。

11. **会費納入先**

住信SBIネット銀行 [金融機関コード 0038] 法人第一支店 [支店コード 106]

口座番号 2303197

口座名義 一般社団法人どうぶつ疾病研究支援協会

【注意事項】

学術集会や論文発表に値する研究には、それなりの科学的根拠が必要で、その根拠が揃えられない場合は公表できない。ないしは未完の内容となる。